

群馬県退職職員人材バンク実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、群馬県（以下「県」という。）を退職した職員が在職中に培った知識や経験を、広く法人その他の団体及び事業を行う個人（以下「団体等」という。）において活用するため、「群馬県退職職員人材バンク」（以下「人材バンク」という。）の設置、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人材バンクの設置)

第2 総務部人事課内に「群馬県退職職員人材バンク」を設置する。
2 人材バンクは、知事部局、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局の職員を対象（以下「職員」という。）とする。
3 人材バンクへの求職登録を行うことができる職員は、当該年度末に退職予定の職員及び退職職員とする。ただし、退職職員については、当該年度末年齢65歳未満の者を対象とする。

(人材バンクへの求職登録)

第3 人材バンクへの求職登録を希望する職員及び退職職員は、別途総務部長が通知するところにより、退職後の就労意向調書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、所属長（既に退職した者については、退職時の所属の長）を経由して総務部長に提出するものとする。
2 求職登録の有効期間は、退職後の就労意向調書が提出された年度の年度末までとし、翌年度以降も求職登録を希望する場合には、退職後の就労意向調書を再度提出するものとする。

(人材バンクへの求人登録、適任者の紹介)

第4 人材バンクへの求人登録を希望する団体等は、別途指定する期日までに求人申込書（別記様式第2号）を県へ提出するものとする。
2 県は、求職登録者の知識・経験、希望等を踏まえ、意向を確認した上で、前項の規定により求人登録を行った団体等に対し、適任者を紹介するものとする。
3 求人登録の有効期間は、団体等が県に提出した年度末までとし、翌年度以降も求人登録が必要な場合には、求人申込書を再度提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

(要綱の廃止)

職員の退職後の社会貢献に関する取扱要領は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年9月16日から適用する。